一般財団法人　社会福祉研究所定款（案）

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、一般財団法人社会福祉研究所と称する。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、国際的視野ならびに歴史的観点から、社会福祉の基本的原理を解明し、社会福祉思想の普及を図るとともに、その実践上の課題を究明するために調査研究、資料の収集提供等を行い、もって社会福祉の推進に寄与することを目的とする。

（事業）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1)　社会福祉の原理、文化性に関する基礎的研究
(2)　内外における社会福祉の歴史的発展過程に関する比較研究
(3)　地域福祉計画の立案に関する調査研究
(4)　福祉サービスを必要とする住民の健康増進ならびにリハビリテーションに関する調査研究
(5)　関係資料の収集、整備及び提供
(6)　社会福祉関連団体の連絡・連携の推進
(7)　その他、目的達成に必要な事項

第３章　資産及び会計

（基本財産）
第５条　基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものであって、理事会及び評議員会で決議した財産を持って構成する。
２　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業計画及び収支予算）
第６条　この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日まで

に、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第７条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　損益計算書（正味財産増減計算書）

(5)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号及び第４号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

（残余金分配の禁止）

第８条　この法人は、残余金の分配を行うことができない。

（事業年度）

第９条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第４章　評議員

（評議員の定数）

第 10 条　この法人に、評議員７名以上 10 名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第 11 条　評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

２　評議員選定委員会は、評議員１名、監事１名、事務局員１名、次項の定めに基づいて選任された外部委員２名の合計５名で構成する。

３　評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1)　この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

(2)　過去に前号に規定する者となったことがある者

(3)　第１号又は第２号に該当する者の配偶者、３親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

４　評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

５　評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1)　当該候補者の経歴

(2)　当該候補者を候補者とした理由

(3)　当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4)　当該候補者の兼職状況

６　評議員選定員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

７　評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

８　前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1)　当該候補者が補欠の評議員である旨

(2)　当該候補者を１人又は２人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3)　同一の評議員（2 人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該２人以上の評議員）につき２人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

９　第７項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

（評議員の任期）

第 12 条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例評議員会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第 13 条　評議員は無報酬とする。ただし評議員には、費用を弁償することができる。

２　前項の費用弁償に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、理事長が別に定める。

第５章　評議員会

（構成）
第 14 条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）
第 15 条　評議員会は、次の事項について決議する。
(1)　理事及び監事の選任又は解任
(2)　理事及び監事の報酬等の額
(3)　評議員に対する報酬等の支給の基準
(4)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
(5)　定款の変更
(6)　残余財産の処分
(7)　基本財産の処分又は除外の承認
(8)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第 16 条　評議員会は、定時評議員会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集及び議長）
第 17 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
３　評議員会の議長は、評議員会において互選する。

（決議）
第 18 条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1)　監事の解任
(2)　評議員に対する報酬等の支給の基準
(3)　定款の変更
(4)　基本財産の処分又は除外の承認
(5)　その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）
第 19 条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名、押印しなければならない。

第 6 章　役員

（役員の設置）
第 20 条　この法人に、次の役員を置く。
(1)　理事　5 名以上 7 名以内
(2)　監事　2 名
２　理事のうち 1 名を理事長、1 名を常務理事とする。

３　前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事、常務理事をもって同法第 197 条において準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

（役員の選任）
第 21 条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
２　理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）
第 22 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
３　理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第 23 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）
第 24 条　理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定例評議員会の終結の時までとする。
2　監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例評議員会の終結の時までとする。
3　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4　理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第 25 条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
(1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）
第 26 条　理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

（顧問）
第 27 条　この法人に若干名の顧問を置くことができる。
2　顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
3　顧問は、重要な事項について理事長の諮問に応ずる。
4　顧問は、無報酬とする。

（研究員）
第 28 条　この法人に若干名の研究員を置き、調査研究について学識経験ある者につき、必要な期間、理事長がこれを委嘱することができる。
2　研究員は非常勤とし、委嘱に基づく調査研究に従事する。
3　研究員は、無報酬とする。ただし、理事長が必要があると認めるときは、第 26 条の規定を準用して報酬等を支給することができる。

第 7 章　理事会

（構成）
第 29 条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第 30 条　理事会は、次の職務を行う。

(1)　この法人の業務執行の決定
(2)　理事の職務の執行の監督
(3)　理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）
第 31 条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

（議長）
第 32 条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（決議）
第 33 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第 34 条　理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第 35 条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
２　前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

（解散）
第 36 条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

第９章　事務局

（設置等）
第 37 条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
３　事務局長及び重要な職員の選任及び解任は、理事会の決議を経て、理事長が行う。これ以外の職員については、理事長が任免する。

４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（備付け書類及び帳簿）
第 37 条　事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
(1)　定款
(2)　理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
(3)　許可、認可等及び登記に関する書類
(4)　定款に定める機関の議事に関する書類
(5)　収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
(6)　資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
(7)　その他必要な帳簿及び書類

第 10 章　公告の方法

第 38 条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第 121 条第１項において読み替えて準用する同法第 106 条第１項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第 121 条第１項において読み替えて準用する同法第 106 条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第８条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の最初の代表理事である理事長は、大橋謙策、業務執行理事である常務理事は、髙橋信幸とする。